

1.「総合教育会議」について

- ① 総合教育会議は村長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり原則公開する。
- ② 召集は村長が行うが、教育委員会からその所掌業務に関し協議を要すると認める場合は村長に、具体的な協議事項を示して召集を求めることができる。ただし、村長はこれに拘束されない。
- ③ 協議・調整すべき事項は、主として...
 - 1) 大綱の策定
 - 2) 教育を行うための諸要件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策
 - 3) 児童・生徒の生命・身体に現に被害が生じ、または被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等に緊急に講ずべき措置
- ③ 事務局は原則として村長部局が行う。ただし、地方自治法 180 条の 2 の規定により教委に委任または補助執行させることができる。
- ⑤ 会議の議事録を作成し、これを公表する。

2.教育に関する「大綱」の策定について

- ① 策定者は村長。
- ② 大綱は地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本となる方針を定めるもの。詳細な施策の策定は求められていない。
- ③ 大綱の主たる記載事項は地方公共団体の判断に委ねられているが、主として学校の耐震化や統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、保育園等を通じた幼児教育の充実など、予算や条例提案等の村長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が想定されている。
- ④ 教育のほかにも、学術・文化・スポーツも大綱の対象となりうるが網羅的に書く必要はない。